

平成17年度

島根県歳入歳出決算審査書

島根県基金運用状況審査意見書

( 概 要 )

平成18年11月17日

島根県監査委員

## 歳入歳出決算

### 第1 審査の結果

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であることを確認した。

### 第2 財政運営の状況

普通会計決算の状況は、次のとおりである。

(単位：百万円)

年 度	歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度への繰越財源	実質収支	単年度収 支	公債費繰上償還額	実質単年度収 支
平成17年度	562,441	549,776	12,665	10,354	2,311	314	7,480	7,794
平成16年度	589,651	579,476	10,175	8,178	1,997	86	3,213	3,299

#### 主な財政分析指標等の状況

区 分	本 県		全国的位置	備 考
	平成17年度	平成16年度		
財政力指数	0.21059	0.20349	47番目	高い方が財政運営の自主性が確保できる
経常収支比率	88.6%	91.0%	3番目	低い方が財政構造の弾力性がある
公債費負担比率	31.0%	31.3%	47番目	低い方が公債費の財政負担が小さい
起債制限比率	16.6%	17.1%	45番目	低い方が公債費の実質的な財政負担が小さい
実質公債費比率	17.9%	-	43番目	低い方が公債費やこれに準ずる経費の実質的な財政負担が小さい
県民1人当たり 地方債残高	千円 1,417	千円 1,378	47番目	NTT債を除く
積立基金 現在高	百万円 92,227	百万円 99,654	10番目	-

順位は、良好な状況の順である。

### 第3 審査意見

#### 1 財政運営について

##### 現状

・平成17年度決算審査を行った結果、歳入総額は5,624億円余で前年度に対し4.6%減少し、歳出総額は5,497億円余で前年度に対し5.1%減少しており、歳入・歳出規模は、平成14年度以降4年連続で減少している。

財政分析指標等の状況によると、経常収支比率は、人件費、公債費等の経常的支出が減少したことなどにより、91.0%から88.6%に改善したものの、警戒ラインとされる85%を上回っている。

また、県債残高は1兆円を超え、公債費は1千億円を上回る状況が続いており、起債制限比率も17.1%から16.6%に改善したものの、警戒ラインとされる15%を上回るなど、県財政は依然として硬直化した極めて厳しい状態が続いている。

・平成16年度の地方財政計画における地方交付税の大幅な削減等による構造的収支不足額450億円については、平成17年度と平成18年度の当初予算を合わせて300億円程度が圧縮されるなど、財政改革努力の結果、平成18年度当初予算における収支不足額は、107億円までに圧縮されたところである。

・しかしながら、「骨太の方針2006」等を踏まえ、平成18年9月に示された「中期財政見通し」によれば、今後の収支不足額は、200億円台半ばで推移すると見込まれ、この状態のままでは早ければ平成21年度には基金が枯渇する恐れがあり、また平成19年度以降の地方財政対策は不透明であることから、その動向によっては、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性がある。

・また、少子化による人口減少社会の到来が現実のものとなり、長期的には高齢化の進展に伴う医療・福祉関係等の行政需要がますます増大する一方で、必要な歳入の確保について、一層、困難となることが予想されることである。

##### 意見

・今後も引き続き、成果重視の視点から施策の「選択と集中」の徹底、民間等との役割分担や協働の促進などにより徹底した歳出の削減を図るとともに、県税等の収入未済額の縮減や受益者負担の適正化等により適切に歳入を確保するなど、収支均衡体質への転換に向けた取組みを着実に推進されたい。

・また、国は地方交付税の算定について人口規模や土地の利用形態等による行政コスト差を反映するなどの新型交付税の導入の方針を示したが、本県は財政基盤が脆弱であり、必要な財源を地方交付税に大きく依存していることから、地方交付税につ

いて必要な総額の確保や、財政力格差を是正するための財源調整機能はもとより、標準的な行政サービス水準の確保を図るための財源保障機能の堅持などについて、地方六団体等と連携を図り引き続き国に対し強力で働きかけられたい。

## 2 財務に関する事務について

平成17年度における会計及び財産管理等の事務については、全体としておおむね適正に処理されていると認められたが、次の点について特に留意し、適正な措置を講じられたい。

### (1) 収入未済額の縮減について

平成17年度の収入未済額の総額は、32億2,095万円余で、前年度に比べ9億5,141万円余(41.9%)増加している。

厳しい財政状況の中、収入の確保は喫緊の課題であり、滞納理由等を調査のうえ、債権管理マニュアル等により、実態に応じた適切な収納対策を講じて収入未済額の縮減に努められたい。

また、納期限内に納付されなかったものについては、納期限経過後の初期段階で督促等の適切な対応を行い、新たな収入未済の防止に努められたい。

なお、収入未済の主なものについては、次のとおりである。

#### 県税

県税については、加算金を含め総額で11億5,195万円余の収入未済額があるが、前年度に比べ1億3,298万円余減少し、徴収率も前年度に比べ0.2ポイント上昇している。

特に収入未済額の8割以上を占める個人県民税、法人事業税及び自動車税の収入未済額は合わせて9億4,321万円余で、前年度に対し10.0%減少している。

今後とも、滞納状況等の把握に努め、その実態に応じた徴収対策や差押・公売等により収入未済額の縮減に努められたい。

#### 中小企業近代化資金貸付金

中小企業近代化資金貸付金元利収入については、16億3,082万円余の収入未済額があり前年度に対し206.4%増加している。

なお、この中には特定小売業店舗共同化資金貸付金に係る大型商業施設の民事再生申立等に伴う新規延滞分が11億9,594万円余が含まれており、当該貸付金以外の収入未済額は、4億3,487万円余で、前年度に比べ9,738万円余(18.3%)減少している。

今後とも、貸付先の経営状況等の把握に努めるなど債権管理に万全を期し、適切に債権の回収を図られたい。

また、新たな貸付に当たっては、適切に審査を行うとともに事後指導を徹底し、延滞の未然防止に努められたい。

### **母子・寡婦福祉資金貸付金**

母子・寡婦福祉資金貸付金元利収入については、1億6,795万円余の収入未済額があり、前年度に対し1.0%増加しており、徴収率も年々低下している。

特に現年度分の収入未済額が増加していることから、その原因を十分調査のうえ問題点を明らかにし、一層効率的、効果的な対策を講じられたい。

### **(2) 会計事務の適正な執行について**

定期監査において、謝金単価の根拠や物品購入に係る機種選定理由が不明確なもの、随意契約とする理由が適当でないもの、契約書の記載内容が適当でないもの、履行検査に当たって検査員が指定されていないものなど、基本的な会計事務について不適切な執行が見受けられた。

これは、会計関係諸規定の理解不足やチェック機能の低下に起因しているものと考えられることから、担当職員はもとより管理監督者においても、一層厳正な会計事務の執行に務められたい。

### **(3) 適正な資金管理について**

国の地方財政対策による地方交付税の減収などにより、今後とも大幅な資金不足が見込まれている状況にあり、精度の高い資金計画等による適切な資金管理がますます重要となっている。

平成17年度の資金収支については、6月、7月、9月、11月のうちの一定期間が黒字となるのみで、その他の期間については、不足額を基金の繰替運用により補填されている状況である。

しかしながら、資金収支の現状に対する職員の認識が不足しており、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入に対する取組みの不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延など、収入の早期確保へ向けた取組みが不十分である。

については、収入業務に携わる職員に対し資金収支の現状について周知徹底し、収入の早期確保を図るとともに、一層適切な資金管理に努められたい。

また、平成17年4月にペイオフが解禁されたことから、金融機関の経営状況の分析等による安全確実な運用先や運用商品の選定など、一層のリスク管理に努めるとともに、ゼロ金利政策の解除に伴い金利が変動している中、金利動向を踏まえて適切な資金運用に努められたい。

### **(4) 普通財産の有効活用について**

平成17年度においては、普通財産1,279千㎡のうち148千㎡について売却・譲与等の処分がされているが、依然として多くのものが残っている。

普通財産の中には、公有財産台帳附属図面や境界確認協議書がないものなど、適切な管理がされていない事例が多数あり、財産の有効活用の妨げとなっている。

については、平成18年度に管財課に県有財産活用推進スタッフが配置されたことが

ら、管財課と財産部局との一層の連携を図り、各口座ごとに現状と課題を整理して、普通財産のうち、県において利用する見込みのない財産の処分等について積極的に取り組まれない。

## 基金運用状況

### 審査の結果と意見

平成 17 年度における各基金の運用状況は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、その計数は正確であり、それぞれの設置目的に沿って、おおむね適正に運用されているものと認められた。

なお、運用状況に対する意見は次のとおりである。

#### 1) 島根県土地開発基金

土地取得需要の的確な把握に努め、効率的な運用に努められたい。

#### 2) 島根県発電用施設周辺地域企業立地等促進資金貸付基金

新規貸付は、平成 10 年度以降 8 年間も実績がない。

一方、貸付金については、平成 17 年度で全額償還された。

新規貸付のない主な要因としては、他の資金に比べ貸付要件が厳しいことが考えられるので、制度利用の促進を図るため、貸付要件の緩和について国に対して強気に働きかけられたい。

#### 3) 島根県美術品等取得基金

美術品等の取得に当たっては、一層、厳選に努め、基金の効果的な活用を図られたい。

#### 4) 島根県美術品等取得基金（教育分）

美術品等の適時・適切な取得に向け、引き続き基金の効果的な活用に努められたい。